

平成31年3月25日
生涯学習・地域学校連携課

「続華嚴経略疏刊定記卷第五」外1件の重要文化財(美術工芸品)の指定について

公益財団法人五島美術館所蔵「^{ぞくげごんきょうりやくそかんじょうきかんだいご}続華嚴経略疏刊定記卷第五」及び区内在住の個人蔵「^{い え}伊江御殿家関係資料」について、国の文化審議会において、国の重要文化財に指定する旨の答申がなされたとの連絡が文化庁より東京都を通じてあったので、報告する。

1 新たに指定された重要文化財(美術工芸品)について

- (1) ^{ぞくげごんきょうりやくそかんじょうきかんだいご}続華嚴経略疏刊定記卷第五 1巻
- (2) ^{い え うどうんげかんけいしりょう}伊江御殿家関係資料 146点

2 新指定文化財の概要

(1) 続華嚴経略疏刊定記卷第五

① 所有者

公益財団法人五島美術館(世田谷区上野毛3-9-25)

② 法量

27.1cm×862.1cm

③ 指定理由

『続華嚴経略疏刊定記』は、唐の^{え おん}慧苑による『^{だいほうこうぶつげごんきょう}大方広仏華嚴経』(八十華嚴)の注釈書で、奈良時代末の書写である。校合について二つの^{きょうごう}奥書があり、延暦二年と七年に校合したものである。本文中には、朱書の漢数字で日本語による語順を示す返り点が付されている。これらは奥書にも対応するものであり、我が国で現存最古の返点と認められ、国語学上、極めて貴重である。

(2) 伊江御殿家関係資料

① 所有者

個人蔵

② 指定理由

伊江御殿家は、第二^{しやう}尚氏4世の^{せいおう}尚清王7男の^{そうけん}尚宗賢伊江王子^{ちやうぎ}朝義を祖とする尚家の分家の王族である。本件は同家に伝来した文書・記録類145点及び墨跡1点の計146点である。これらは同国の王族における家譜及び家譜編纂に関わる文書、記録類がまとまって伝存する稀有な例で、同家の歴史のみならず、同家の家制、職制、文化を知るうえで充実した資料群として政治史、文化史上等に価値が高い。